

事 務 連 絡

平成26年9月11日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課

職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について

石綿関連疾患により死亡した労働者の死亡年の統計については、平成20年度より公表を行っているところですが、本年度についても公表を行うこととしましたので、別紙の要領に基づき、「死亡年統計作業用リスト」に平成25年度中に遺族補償給付又は特別遺族給付金の決定を行った事案について記入のうえ、平成26年10月7日（火）までに報告いただくようお願いいたします。

なお、昨年度においては、一部の局において確認作業に不備があり、最初に療養補償給付や休業補償給付の支給決定を受け、その後亡くなって遺族補償給付の支給決定がなされている事案の入力漏れ等が多数認められたところです。本年度においては、漏れや誤りの無いよう、局管理者指導の下、組織的に確認を行い、正確な報告をお願いします。

石綿による疾病の「死亡年統計作業用リスト」の確認・入力作業実施要領

1 作業目的

石綿関連疾患により死亡し、平成 25 年度に遺族補償給付又は特別遺族給付金の決定を行ったすべての被災労働者について、平成 26 年 3 月末日時点における死亡年月日・疾病名等について精査・確定すること。

2 「死亡年統計作業用リスト」（以下「リスト」という。）の確認・入力作業について

(1) リストの概要

送信するリスト（エクセルファイル）は、石綿関連疾患に係る労災保険給付又は特別遺族給付金の支給決定等を行った者について、平成 25 年度までの統計確認リストに掲載された「労働者氏名」、「性別」、「決定時の疾病名」、「死亡年月日」、「決定日」等を抽出し、まとめたものである。（ただし、特別遺族給付金については平成 25 年度のもののみ。）

(2) 作業事項

平成 25 年度中に、遺族補償給付又は特別遺族給付金の支給又は不支給決定（最初の労災請求が遺族補償給付の者のみでなく、平成 24 年度以前から療養補償、休業補償等の給付を受けていた者が死亡し、平成 25 年度に遺族補償給付の決定を行った場合を含む。）を行った被災労働者の死亡年月日、遺族補償給付等の決定日、決定時の疾病名等の確認・入力を、下記（3）ないし（5）に従って行う。

特に、平成 24 年度以前に石綿関連疾患による療養補償給付、休業補償給付等の支給又は不支給決定があり、平成 25 年度中に遺族補償給付の支給又は不支給決定を行ったものは、氏名等が平成 24 年度以前のリスト上に記載されているが、死亡年月日、決定日については、今回の作業で確認・入力する必要がある点に留意すること。

なお、平成 25 年度中に決定を行った被災労働者についてリストに記載がない場合は、リストに行を追加すること。

また、リスト上で灰色となっている行は、前年度までの作業で確認し統計に反映させたもの等であり、確認は不要である。

(3) 確認・入力項目

リストの記載内容に誤りがないか確認し、誤りがある場合は赤字で修正すること。
リストの項目が空欄の場合は、以下の点に留意し、赤字で入力を行うこと。

① 性別【リスト項目 5】

- ・ 性別欄が空白の者については、男女の別を入力すること。

② 決定時の疾病名【リスト項目 6】

- ・ 決定を行った被災労働者の死亡原因として監督署長が認定した疾病名を、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水又はその他対象疾病外の中から入力すること。
- ・ 請求時の疾病名と異なる場合がある点に留意すること。

③ 死亡年月日【リスト項目 7】

- ・ 死亡届、死亡診断書等の正確な情報に基づき、入力すること。
- ・ 遺族補償給付又は特別遺族給付金の決定を行っているものだけでなく、請求がなされているが未決定のものについても、死亡年月日を入力すること。

④ 決定日【リスト項目 8】

- ・ 遺族補償給付又は特別遺族給付金の支給又は不支給の決定日を入力すること。
- ・ 療養補償給付又は休業補償給付の支給又は不支給決定を受けた被災労働者について、その後、遺族補償給付の決定がなされていないか確認の上、入力すること。
- ・ 決定日が死亡年月日より前の日付になっている等の誤った日付が記入されている場合には、修正すること。
- ・ 平成 26 年 3 月中に決定されたものについては、決定日の入力漏れに特に注意すること。

⑤ 業務上外等【リスト項目 9】

- ・ 遺族補償給付及び特別遺族給付金について決定の状況を入力すること。
- ・ 支給決定を行っている場合は「業務上」、不支給とした場合には「業務外」、請求を取り下げた場合は「取下げ」、他署へ回送された場合は「回送済み」を入力すること。
- ・ 回送の場合、回送先が同一局内にある署であるときは、当該署での決定状況が反映されているか確認すること。

(4) 支払いデータとの照合

リストに入力すべき情報に漏れや誤りがないかを確認するに当たっては、労働基準行政システムの検索機能等を活用するとともに、リストと同時に送付する「遺族補償給付支払いデータ」（以下「支払いデータ」という。）とも照合して、慎重に確認すること。

なお、支払いデータは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までに初回の支払いがあった遺族補償給付のうち、傷病性質コードが「0707 石綿による肺がん」「0708 中皮腫」「0408 良性石綿胸水」「0409 びまん性胸膜肥厚」に該当するものを抽出したリストであり、石綿肺については含まれていないので留意すること。

(5) 留意事項について

- ① リストの各項目については、必ず調査復命書及び戸籍謄本（抄本）、死亡届等を確認の上、入力すること。リストに入力されているデータの修正、入力漏れによる追記をした場合は、備考欄（リスト項目 10）にその旨記載すること。
- ② リストのエクセルの形式については、リストに記載がない場合の行の追加を除き、各局において変更（セルの結合、行の削除、列の挿入・削除等）しないこと。
- ③ リストを訂正・入力した場合は、処理経過簿の更新も同様に行うこと。

3 提出期日及び提出先

上記 2 の作業の実施後、リストを電子メールで、本年 10 月 7 日（火）までに提出すること。修正・入力がない場合も、作業が完了した旨、電子メールで報告すること。

電子メールは、本省のメールアドレス XXXXXXXXXX あてに送信すること。（担当者個人のメールアドレスあてには送信しないこと。）

4 本省照会先等

- (1) 本作業に係る疑義照会については、職業病認定業務第二係の担当（安武、小林、宗信）まで電話により行うこと。

電話番号：03-5253-1111（内線 5468）

直通番号：03-3502-6750

- (2) 本省へのリスト提出後にデータの修正、削除、追加入力の必要が生じた場合には、職業病認定業務第二係まで速やかに電話連絡をすること。

5 情報管理の徹底

今回、内容を精査・確認するリストについては、個人情報も含まれているところであり、作業内容をも含め局及び署における情報管理の徹底を図ること。

特に来庁者のある執務室においては、次の（1）ないし（3）に留意すること。

- (1) 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。

(2) コピー機やプリンタの周辺にリスト等を放置しないこと。

(3) パソコンによりリストの入力作業等を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所も特定すること。